

E i w a N e w s

平成 18 年度税制改正案の概要

平成 18 年 1 月
(No. 006)

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

旧年中は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年も、本誌におきまして、皆様のお役に立てる情報を提供して参りたいと存じます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、昨年 12 月 19 日に財務省から平成 18 年度の税制改正案が公表されました。

重要な改正項目につきましては、詳細が判明次第ご説明いたします。

今回は、主な項目の概要をご紹介いたします。

[1]所得税

①税率

- 税率構造を、平成 19 年分以後、6 段階に改正（最低 5%、最高 40%）
(個人住民税については、平成 19 年度分以後、一律 10% に改正)

②定率減税の廃止

- 平成 18 年分をもって廃止
(個人住民税については平成 18 年度分をもって廃止)

③地震保険料控除の創設

- 地震保険契約に係る地震等相当部分の保険料等の全額（最高 5 万円）をその年分の総所得金額等から控除できるようになります。

④既存住宅の耐震改修をした場合の所得税の特別控除制度の創設

- 一定の住宅耐震改修に要した費用の額の 10% 相当額（最高 20 万円）を所得税額から控除できることとなります。

[2]法人税

①試験研究費に係る税額控除制度の見直し

- 試験研究費の総額に係る特別税額控除制度について、比較試験研究費を上回る部分の特別税額控除割合が 5% 上乗せされます。

②情報基盤強化税制の創設

- 産業競争力の向上に資する設備等で情報セキュリティ対策に対応したもの取得等した場合に、50% の特別償却又は 10% の税額控除の選択適用が可能となります。

③役員給与の損金算入のあり方の見直し

- ・ 実質一人会社のオーナー社長報酬につき、給与所得控除相当分が法人税の課税所得金額の計算上、損金算入できなくなります。
- ・ 定期定額要件が緩和され、あらかじめの定めに基づいて確定時期に確定額を支給する役員給与の損金算入が認められます。

④同族会社の留保金課税制度の見直しと延長

- ・ 対象法人が同族関係者1グループで株式等50%超保有の法人に限定されました。
- ・ 留保控除額の大幅な引き上げにより、留保金課税制度の適用範囲が狭くなります。
 - (a) 所得基準：所得等×35%→50%（大企業は40%）
 - (b) 定額基準：1500万円→2000万円
 - (c) 積立金基準：資本金×25%－利益積立金（変更なし）
 - (d) 自己資本比率基準：自己資本比率30%到達までの額（中小法人のみ）

最も
多い額

⑤交際費等の課税上の範囲の明確化

- ・ 損金不算入となる交際費等の範囲から、一人当たり5,000円以下の飲食費（役職員の間の飲食費を除く）が除外されます。

⑥中小企業投資促進税制の拡充

- ・ 対象資産に一定のソフトウェア及びデジタル複合機が加えられるとともに、電子計算機以外の器具備品が除外されます。

[3]相続税

①物納制度について、許可基準及び手続きが明確化され、審査期間が法定されます。

②住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限が2年間延長されます。

なお、この改正案は、今後、閣議決定を経て、通常国会において法律案として審議が行われることになります。

ご不明な点等がありましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。